第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第1節 社会福祉施設の整備・運営 1 概況

社会福祉施設とは,老人,児童,あるいは心身障害者等の社会生活を営む上でさまざまなハンデイキヤツプを負つている人々を援護する目的で設置された施設の総称である。各種社会福祉施設については,それぞれの関連のところにおいて述べているところであり,ここでは全般的な概況と施設全体に共通する諸問題についてとりあげることとする。

社会福祉施設には大別して,保護施設,老人福祉施設,身体障害者更生援護施設,婦人保護施設,児童福祉施設,精神薄弱者援護施設,母子福祉施設およびその他施設があるが,おおむね対象者の福祉に欠ける状態の程度,種類,性格,年齢別に機能的に分化している。社会福祉施設の設置主体は,一部を除き,国,地方公共団体および社会福祉法人とされている。

昭和45年末現在で第4-5-1表のとおり社会福祉施設の総数2万4,000施設,総入所定員152万人,現在員140万人,職員数は専任,兼任合わせて25万人に達している。

#### 第4-5-1表 社会福祉施設数,定員,現在員および従事者数

第4-5-1表 社会福祉施設数,

定員。現在員および従事者数

(45年12月 宋現在)

	施	設	数	定		典	現	在	員	従	事 省	数
	総 数	公 立	私 立	総 数	公 立	私 立	総数	公 立	私立	総数	公立	私 立
総数	か所 23,917	か所 15, 769	か所 8, 148		人 899, 857	620, 281	人 1, 395, 995	人 805, 172	590, 823	人 252,773	人 126,564	126, 209
保 護 施 設	400	218	182	24, 860	15, 935	8, 925	20,540	11,505	9,035	3, 205	1,676	1,529
老 人 福 祉 施 散	1, 194	803	391	75, 397	44,614	30, 783	75,056	43, 687	31, 369	16,315	9, 488	6,867
身障 更 生 接護施設	263	160	103	10, 976	6,963	4,013	8,726	4, 992	3, 734	4,614	3,008	1,606
婦人保護施設	61	43	15	2, 224	1,609	615	1,249	854	395	448	345	103
児 童 福 祉 施 設	20, 484	13,629	6, 855	1,285,165	788, 259	496, 906	1,209,985	719, 398	490, 587	165, 630	96, 548	69,082
うち保育所	14, 101	8,817	5, 284	1, 194, 932	752, 710	442, 222	1,131,361	690, 344	441,017	123, 995	73, 859	50, 136
精神薄弱者接護施設	204	61	143	13, 579	4,880	8, 699	12,866	4, 301	8, 565	3,715	1,402	2,313
母子 福祉 施設	52	37	15	963	613	350	_	-	_	347	234	113
その他の社会福祉施設	1,259	815	444	20, 994	11,882	9, 112	13, 638	7, 162	6, 476	5,019	3,613	1,406

資料:厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

- 団 ! 保護施設の定員、現在員および従事者数からは医療保護施設分を除いている。
  - 2 児童福祉施設の定員、現在員および従事者数からは助産施設および母子寮分を除いている。
  - 3 その他の社会福祉施設の定員、現在員および従事者数からは無料低額診療施 酸分を除いている。

近年において,社会福祉に投入される財投資金の絶対量が相当に増加してきたこと,老人,児童,必身障害者等の福祉について国民の関心が高まつてきたことなどを反映して,老人福祉施設などを中心に全体として施設数はかなりの伸びを示している。しかし,過去におけるストツクの絶対量が少なく,現在求められている施設需要を満たすことができない状況にある。さらに核家族化の進行,婦人労働人口の増加,扶養意識の変化,医学,リハビリテーション技術の進歩など,施設需要の増大要因が今後とも見込まれるので,社会福祉施設の数はこのまま放置すれば将来とも絶対的に不足をきたすことが容易に想像できる。特に,ねたきり老人や心身障害者等国民感情からすれば,もつとも配慮すべき人々のための施設の整備がもつとも立ちおくれている。たとえば,45年度末現在の推計で,ねたきり老人を収容している特別養護老人ホームは要収容者の3割程度,重度身体障害者を収容する施設では要収容者の4割程度,重症心身障害児施設では要収容者の5割程度しか収容能力を有していない。

このような施設の不足は早急に解消する必要があるが,これに関連して,昨年11月25日に中央社会福祉審議会から厚生大臣に「社会福祉施設の緊急整備について」の答申が行なわれ,この答申中に「社会経済状勢の変動に即応して社会福祉施設を拡充整備するため,5か年程度を目途とする社会福祉施設緊急整備計画を樹立し,その実施をはかるべき」ことが提言されている。厚生省においては,この趣旨に沿つて社会福祉施設の重点的かつ計画的整備を実施していくこととし,46年度を初年度とする5か年間の社会福祉施設緊急整備計画を策定したが,この計画の完全実施が今後の最大の課題となつている。

この計画の重点目標は,つぎのようなものである。

- (1) 緊急に収容保護する必要がある老人,重度の心身障害者等の収容施設を格段に整備すること。
- (2) 社会経済情勢の変化に対応して、保育所およびこれに関連する児童館等の施設の整備拡充をはかること。
- (3) 老朽社会福祉施設の建て替えを促進するとともに、その不燃化、近代化をはかること。

この計画において整備しようとする収容(利用)定員およびこれに要する費用はなお細目の検討を要するが,およそ 第4-5-2表のとおりである。ここで緊急収容施設とは老人,重度の心身障害者のための施設等で特に緊急に整備することを意図したものである。

#### 第4-5-2表 社会福祉施設緊急整備5か年計画の概要

第4-5-2表 社会福祉施設緊急整備5か年計画の概要

						整	備	人	員		整	儋	费
聚	急	収	容	施	設			7	千人 191				億円 1,860
保		Ħ	f		所				396				539
そ	の	他	Ø	旌	設				36				611
調		3	È		額				_				500
総					š†				623				3,510

また,社会福祉施設に働く職員は施設運営の根幹をになつているものであるが,近年における労働力のひつ迫によつて,職員確保がますます困難となつてきているので,その処遇改善による職員確保をはかるとともに,新任および現任職員の養成訓練の充実を期することが現今の急務となつている。特に専門的知識経験を要する職員についてその感が深い。専門職制の確立による職務内容にふさわしい処遇の向上をはかることが今後重点的に考慮されなければならない。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第1節 社会福祉施設の整備・運営 2 社会福祉施設の整備

#### (1) 現状と問題点

社会福祉施設数の年次別推移は,第4-5-3表のとおりである。施設数は全体としてかなりの増加傾向にあるが,なかでもねたきり老人や重度の心身障害者のための施設の伸びが大きく,たとえば特別養護老人ホームが40年末の27施設(定員1,912名)から45年末の152施設(定員11,280名)へ重度身体障害者更生援護施設が3施設(定員300名)から18施設(定員1,285名)へ重症心身障害児施設が3施設(定員368名)から25施設(定員2,922名)へと,それぞれ増加している。

第4-5-3表 社会福祉施設数の推移

	40年末	41	42	43	44	45
総 数	16, 453 (100. 0)					
保 護 施 設	504 (100.0)	483 (95. 8)				400 (79.4)
老 人 福 祉 施 散	795 (100.0)	873 (109.8)	936 (117. 7)	1,003 (126.2)		
身体障害者更 生 扱 護 施設	169 (100.0)		227 (134. 3)	237 (140.2)		263 (155.6)
婦人 保護 施 設	(100.0)	65 (97.0)				
児 童 福 祉 施 設	14,020			17, 993 (128. 3)		20,484
うち保育所	11,199			12, 732 (113. 7)		
精神薄弱者接護施設	(100.0)					
母子 福祉 施設	_	_	-	38 (—)	45 ( <del>-</del> )	52 ( <del>-</del> )
その他の社会福祉施設	(100.0)		978 (118.1)			

第4-5-3表 社会福祉施設数の推移

資料: 厚生省統計調查部「社会福祉施設調查」

2 母子福祉施設は43年から調査対象となつている。

<sup>当 1 ( ) 内の数値は、40年末を100 とした場合の指数である。</sup> 

これらの施設に対する社会的ニードが強いことを反映したものと考えられる。反面,宿所提供施設,母子寮などのように減少傾向の施設もある。社会経済情勢の変化とともに施設の役割が変遷しているといえようし,新規施設の創設の要望も強くなつている。

一方,戦前または戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化したものがかなり残つており,入所者の処遇のうえからも,施設の防災の上からも放置できない状態にある。国では,老朽民間施設については,38年度から補助金を優先的に交付するとともに,設置者負担分の無利子融資の措置を講じ,ブロックもしくは鉄筋コンクリート造りに建て替えを促進している。45年度においては第2次3か年計画の最終年次分として国庫補助金4億3,557万円,社会福祉事業振興会の無利子融資4億5,374万円を投入し,保育所,養護施設,養護老人ホーム,し体不自由児施設等の施設が46か所建て替えられている。しかし,老朽施設の改築整備の資金需要はいぜんとして強いので,46年度においても国庫補助金約6.8億円,社会福祉事業振興会融資額約3.4億円をもつて助成することとしている。

### (2) 整備財源

社会福祉施設の整備のために投資された額は,45年度において約240億円に達しており,その内訳は 第4-5-4表のとおりである。

### 第4-5-4表 社会福祉施設の整備財源の内訳

		(45年度)				
	件		数	金		额
	総数	公 立	民間立	総数	公 立	民間立
総 数	件 2,735	件 1,734	件 1,001	百万円 23,981	百万円 12,058	百万円
補 助 金						
国 地 方 公 共 団 体	1,049	848	201	7,500	4, 891	2,609
融 資						
社 会 福祉事業振興会	425	-	425	4, 100	-	4, 100
特別地方債	886	886	_	7, 167	7, 167	_
日本自転車振興会日本小型自動車振興会	} 268		268	3, 287	_	3, 287
日本船船振興会	41	_	41	770	_	770
お年玉年賀業書寄付金	66	_	66	233	_	233
共 同 募 金	_		_	924	_	924

第4-5-4表 社会福祉施設の整備財源の内訳

厚生省社会局調べ

钳 総数の件数は延べ数である。

国庫補助制度は,地方公共団体や社会福祉法人などが施設を整備する場合に,原則として整備費の1/2に相当する金額を補助するものである。45年度の国庫補助額は53億円であるが,46年度においては83億円と大幅に伸びている。

都道府県も市町村や社会福祉法人に対して整備費の1/4に相当する額を補助している。

特別地方債は,地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に年金積立金の還元融資の一形態として地方債の形で行なわれるものであり,整備財源のなかでは最も高い割合を占めている。

社会福祉事業振興会融資制度は,民間社会福祉施設の整備のために低利融資することを目的とするものであり貸付条件は,利率5.11パーセント,無利子期間最長2年,償還期限最長20年である。貸付原資は,政府出資金と資金運用部資金借入金でまかなわれており,現在政府出資金10億5,000万円,資金運用部資金借入金累計額191億円(39年度から46年度までの8年間の累計である。)となつている。貸付契約規模額は,45年度41

億円(うち借入金38億円),46年度66億円(うち借入金61億円)と毎年かなり増額がはかられている。

競輪,オートレース等の公営競技の益金の一部も民間社会福祉施設の整備のために毎年相当額の資金が投入されている。また,寄付金つきお年玉郵便葉書の寄付金の相当部分と赤い羽根による共同募金の寄付金の相当部分が民間社会福祉施設の整備費に配分されている。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第1節 社会福祉施設の整備・運営 3 社会福祉施設の職員

社会福祉施設に従事する職員数の年次別推移は,第4-5-5表のとおりである。施設の増加と職員定数増を反映して毎年増加をみせている。施設職員の職種は,施設長,生活指導員,児童指導員,職業指導員,保母,寮母,医師,看護婦,OT(作業療法士),PT(理学療法士),栄養士,調理員,事務員等と多岐にわたつている。

### 第4-5-5表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

第4-5-5事	社会福祉施設の聯昌数の推移	(事はのない
954-3-3zz	在完備化施設の職員数の指摘	(単件のみ)

(単位:人) 40年末 44 45 総 104, 485 114, 833 125, 955 139, 221 152, 073 168, 690 設 2,617 2,643 2, 631 2,670 2,700 2,737 老人福祉施設 8, 355 9,494 10,556 11,500 12, 747 14,622 身体障害者更生援護施設 1,944 3,081 2,085 2,770 3, 195 3,527 保 護 施 設 307 273 262 264 268 275 福祉施設 88, 027 96, 140 105, 512 116, 544 127, 517 140, 739 育 所 64,039 69,603 77,122 保 85, 857 95, 483 106, 231 精神薄弱者援護施設 1,115 1,433 1,670 2,113 2,584 3,328 母子福祉施設 190 222 227 その他の社会福祉施設 2, 120 2,765 2,554 2,859 2,840 3, 235

資料: 厚生省統計調查部「社会福祉施設調查」

- 注 1 保護施設からは医療保護施設を除いている。
  - 2 児童福祉施設からは助産施設を除いている。
  - 3 その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。
  - 4 総数からも医療保護施設等前記3施設を除いている。

今後,施設の増加等に伴い,職員の増員が必要となるが前述のとおり労働力のひつ迫している折から,その確保がきわめて困難であるので,その養成計画の充実と,処遇の大幅な改善が要請されている。

現在,国では,東京(本科400人,研究科100人)および大阪(本科100人,研究科50人)の社会事業大学に,職員の養成と,各種資格認定講習会,福祉事務所現業職員研修等の社会福祉事業職員研修および通信教育を委託し,職員の養成訓練に努めている。また,大学,短期大学の社会福祉学科等でも社会福祉事業関係職員の養成がはかられており,その数は増加傾向にある。今後は,国等で養成訓練施設を充実し,新規職員の養成と現任者の訓練に努める必要がある。

社会福祉施設職員の処遇については年々改善がはかられており、44年度から3か年計画で給与改善(格付是正)措置が講じられたのをはじめとして、46年度に、民間社会福祉施設の長期勤続職員に対する特別の手当が創設されるなどの措置が講じられている。しかし、特に、保母、寮母指導員等、入所者の処遇に直接たずさわる職員はその職格が、複雑困難であるにもかかわらず、処遇面で恵まれていないので、その確保をはかるた

めにも、その職責にふさわしい処遇の確立をはかる必要がある。

なお,民間社会福祉施設職員の処遇改善の一環として退職手当共済制度があるが,これに基づいて支給される退職手当金を算定する計算基礎額も毎年改善がはかられている。この計算基礎額は退職者の退職直前6か月の平均本俸月額に応じて定められており,46年度においては,退職直前6か月の平均本俸月額が2万9,000円以上のときは2万9,000円,当該額が2万9,000円未満のときは2万1,000円とされた。また,点字図書館が新たにこの退職手当共済制度の対象となる施設として追加された。退職手退共済事業の概況は第4-5-6表のとおりである。

### 第4-5-6表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

第4-5-6 表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の抵況

	40年度	41	42	43	44	45
退職手当支給人員(人) 退職手当支給総額(千円) 加入者数(人) 単位掛金額(円)	94, 218	103, 421 41, 892	151,918 46,141	191,633 51,357	254, 368	

厚生省社会局調べ

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第1節 社会福祉施設の整備・運営 4 社会福祉施設の運営

社会福祉施設の運営費については,いわゆる措置費(委託費)として,生活保護法,老人福祉法,児童福祉法,身体障害者福祉法等の社会福祉関係法律に基づいて,公費負担が行なわれている。その負担割合は,原則として国が8/10都道府県または市が2/10とされているが,市町村立,社会福祉法人立の保育所,母子寮などは,国が8/10,都道府県が1/10,市町村が1/10とされており,市町村の住民福祉をはかるうえでの責任が他のものに比して明確化されている。

運営費は,施設入所者の飲食物費を主とする事業費と施設職員の給与等の人件費を主とする事務費からなっている。運営費の改善については,前述の職員給与のほかにも庁費,旅費,職員定数等にも配意されており,46年度においては特に職員労働の適正化を期するため,職員の定数増をはじめ,夜勤手当,宿日直手当について改善が行なわれた。

運営費の年次別推移は、第4-5-7表のとおりである。

### 第4-5-7表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

第4-5-7表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

(単位:百万円)

					41年度	42	43	44	45	46
総				額	39,079	46,009	54,646	69,205	87,995	112,496
保	護	3	ŧ	設	1,034	1,129	1,249	1,516	1,814	2,218
身体障	害者	更生	接護	意設	1,019	1,227	1,506	1,892	2,382	3,014
老 人	福	祉	施	設	7,784	9,351	11,087	13,223	16,725	21,151
婦 人	保	護	施	設	253	282	307	342	379	441
児 童	福	祉	施	設	27,956	32,855	38,995	50,128	63,301	80,603
5	ち	保	育	所	14, 226	17,309	21,617	29,604	38, 320	50,963
精神液	享弱 🤅	者 接	護施	設	1,033	1,165	1,502	2,104	3,394	5,069

厚生省社会局および児童家庭局調べ

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第2節 福祉事務所および福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は,社会福祉行政を最も効果的かつ合理的に運営するために設けられた総合的な社会福祉行政機関であり,住民と直接に接触を持つ第一線の現業組織体である。

福祉事務所の設置については,社会福祉事業法に定めがあり,都道府県・市および特別区は設置を義務づけられており,町村は主として財政上の理由から任意設置のたてまえをとつている。45年6月1日現在の福祉事務所総数は1,041か所であり,このうち郡部を管轄する都道府県が設置するものは348か所,市および特別区が設置するものが691か所,町村が設置するものが2か所となつている。福祉事務所は,社会福祉行政の基本的単位としての福祉地区ごとに設置されるのであるが,町村合併による新市の誕生や,人口の都市集中等により,管内人口5万未満の小規模福祉地区が全体の3割を占めるに至り,反面管内人口20万以上の大規模なものが全体の1割に達するというように,福祉地区の規模の格差が顕著になつてきており,さらに郡部の福祉地区についていわゆる飛び地がかなりみられるという状態で福祉地区の適正規模という観点から再検討が必要となつている。

福祉事務所の業務は,生活保護法,児童福祉法,母子福祉法・老人福祉法,身体障害者福祉法および精神薄弱者福祉法のいわゆる福祉六法に定める援護,育成または更生の措置に関する事務が基幹をなしているが,そのほかにも必要に応じて,各都道府県知事または市町村長からの委任等により,広く社会福祉全般に関する事務を行なつている。

福祉事務所の職員は,所長,指導監督を行なう所員,事務を行なう所員のほか,各福祉法による身体障害者福祉司,精神薄弱者福祉司,老人福祉指導主事等により構成されている。全国の福祉事務所の職員総数は,45年6月1日現在で3万5,380人が配置されている(第4-5-8表)。このうち特に現業を行なう所員は,社会福祉六法の要援護者の措置の必要の有無およびその種類を判断し,生活指導および調査にあたる等その活動は社会福祉行政の推進役として重要な職務をになうものであり,業務遂行にあたつて専門的な知識および技能を要するので,社会福祉事業法で一定の資格基準を定めるとともに,定数基準を定めている。45年6月1日現在で9,743人の現業員が配置されているが,そのうち有資格者の率はいまだ73%にとどまつており,資格認定講習会等の実施により有資格者の確保充実をはかつていく必要がある。

#### 第4-5-8表 福祉事務所職種別職員数

第4-5-8表 福 (単位:人) (45年6月1日現在) 福以 祉外 課 長 查。 六法現業員 Ħ 老人福祉指 母子相 談員 合 次 係 児童福祉司(専任) 福祉六法 福祉六法事務職員 家庭相談員 法 査験 同ねていな が 開教ねて 同ねてい 非 常 非 常 指長 現 務の 法 鈓 区 4 外 所職 現 導以 面 いる者 薬 ない 常 常 常 常 な 撘 長を者兼者 築 貴公 員 長 81 負負 兼者 勤 勤 勤 勤 昌 弱 勸 勤 勸 勤 1,500 213 849 65 5,360 9,224 971 1, 326 35, 380 2,750 総 37 522 498 181 265 1.274 83 199 197 676 5 412 10, 115 郡 81 191 340 300 252 173 3,075 233 229 102 88 18 28 1,294 874 493 22 56 105 530 864 811 348 1,004 1,248 151 5,606 212 616 269 177 8,350 52 3 914 25, 265 1, 939 市 79 43 37 4,066 781 61 143 92 146 107 部 693 224 9 182

厚生省社会局調べ

街 町村設置の福祉事務所については市部欄に計上した。

現業員の業務については,近年社会福祉の分野で老人,児童,身体障害者等いわゆる福祉五法(前述の福祉六法のうち生活保護法以外の五法の総称)への国民の関心,要求が高まつているにもかかわらず,従来どおりの生活保護事務への偏重が問題となつており,福祉五法の分野における現業員の活発な活動が望まれている。ただ,現業員の事務量が著しく増大してきているので,福祉五法業務の実施体制の強化,充実をはかるためには大幅の増員が必要である。このため,43年度に地方交付税により,人口10万当たり2名の割合で,これら福祉五法を専門に相当する現業員を配置する措置がとられることになり,さらに44,45両年度にそれぞれ2名づつが増員された。

この3か年計画で人口10万人当たり計6名(全国で6,000名)の五法担当現業員を福祉事務所に配置する財政的裏づけが確保さ

れた。しかし,この五法担当現業員は,45年6月1日現在で849名しか配置されていないので,今後は地方交付税で裏打ちされた 基準により早急に充足することが必要である。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第2節 福祉事務所および福祉センター 2 福祉センター

福祉センターは,市町村の地域において,児童から老人にいたるまで,地域住民に対し社会福祉その他住民の生活向上の場を与え,もつて,福祉の増進をはかることを目的として,市町村が設置,管理する施設である。

41年度から国民年金特別融資の対象に加えられ,45年度までに200市町村に対し,総額56億3,350万円にのぼる融資が行なわれている。

福祉センターでは,レクリエーション室,子供の遊び場,老人いこいの室,図書室等の設備を設け,住民に利用させるほか,民生委員等による各種相談事業をはじめ,教養,文化,レクリエーションおよびクラブ活動等の場の提供,会議場および結婚式場等の提供等各種事業を行なつている。

福祉センターの運営については、地域住民が健全かつ気軽に利用できるように心掛けねばならないものとされ、また、利用料を取る場合にも原価によるものとされている。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第3節 民間社会福祉活動 1 民生(児童)委員

民生委員は,地域住民の福祉増進のための相談指導調査等の自主的活動を中心に,福祉事務所その他の関係行政機関への協力活動を行なう民間奉仕者であり,豊かな人生経験を持つた人の中から厚生大臣が委嘱する。任期は3年で各市町村に配置される。

民生委員の職務は第4-5-9表にみられるようにきわめて広い範囲に及んでいる。中でも複雑多様化する社会において,地域住民が気軽に相談助言を受けられるための場を常設化する必要性が高まつており,国としても,民生委員を中心とした心配ごと相談所の運営に対して35年度から補助を行なつている。46年度には,3,050か所に対して補助がなされることになつている。

#### 第4-5-9表 民生(児童)委員の活動状況

第4-5-9表 民生(児童)委員の活動状況

(45年度)

	_		-7-44-1	-	相	â	ž.	ł	6	i i	<b>\$</b>	. CO. F.	#	数	iel .						調査	, 2	E明	<b>\$</b> 8	ξ, ž	絡	件数		諸	会合行事	への参加	件数			算調査 の訪問
総		数	家族			の題	胚 身間	きの題	問		年金の		世金援問	帯更生党 その他の 護資金の	生	a+ 3	数	•	り他問題	*	8 数	調	3	Ě	証事	明務	施設団体 公的機関 との連絡	総	数	民生委員 協議会関 係	社会福 協議会 係	社その他の 対会合行 関係		数	日 数
4, 1	14,	672	465,	671	298,	393	579,	076	350	), 656	454	4,19	0	521,97	4 4	76, 49	3	968	, 219	-	3,709,431	1	,709,	094	1,07	6,706	923,631	2,3	4,193	1,007,016	433,8	05 943,3	72,5,344,	810 3	,029,376

資料:厚生省統計調查部厚生省報告例

民生委員は,児童委員を兼ねて児童福祉,母子福祉などの仕事に協力することになるので,婦人の民生委員の活躍が期待されている。現在の定数13万1,591名のうち,婦人民生委員は3万9,088名で全体の約3割を占めている。

近年の民生委員活動の問題として,都市部において都市特有の生活問題,家庭問題がひん発しているにもかかわらず,人口の流動性が著しいこともあつて,民生委員がその地域の住民の中に浸透することが困難となつており,都市における新たな民生委員活動のあり方が今後の課題となつている。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第3節 民間社会福祉活動 2 社会福祉協議会

社会福祉協議会は,一定の地域社会において住民が主体となり,公私の社会福祉事業関係者やこれに関心と熱意を持つ者の参加,協力を得て,その地域社会の社会福祉活動の総合調整をはかり,その組織化,効率化を促進し,もつて住民の福祉を増進することを目的とする民間組織である。この社会福祉協議会は,全国の市町村,都道府県および中央の各段階に組織され,多岐にわたる活動を地道に続けてきた。

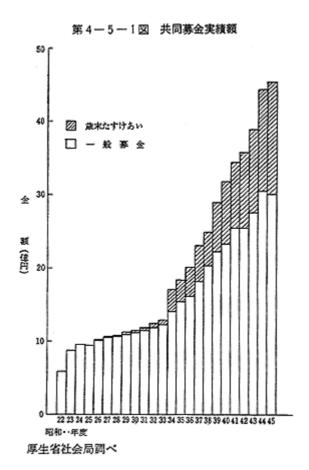
国においても、これらの活動を育成、強化するための国庫補助を行なつている。すなわち38年度から全国社会福祉協議会には企画指導員10人、都道府県および指定都市社会福祉協議会には福祉活動指導員156人を配置するために補助金を支出してきた。また、41年度からは市町村社会福祉協議会にも福祉活動専門員の設置補助を行ない、45年度までに771人が配置された。さらに43年度から都道府県社会福祉協議会の一般事務職員に対して138人の補助を行なつている。

こうして専任職員数の増加,社会福祉法人化等の組織体制の整備も進んできたが,近年注目されているコミユニティづくりの核として真に住民主体の活動組織に成長することが期待されている。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第3節 民間社会福祉活動 3 共同募金

「赤い羽根」に象徴される共同募金は、国民の助け合いの精神を基調として、民間の社会福祉事業を推進するための財源を造成する目的で行なわれる自発的な国民運動である。共同募金運動は、各都道府県に組織された共同募金会により実施されるが、その具体的な募金活動は毎年250万人にも及ぶボランテイアによつて行なわれている。募金額は第4-5-1図にみられるように年々増加しており、45年度の募金総額は45億5,895万円余りである。目標額の130.7%であり、44年度に比し2.9%の伸びである。これを一般募金と歳末助け合い募金に大別すれば、一般募金は30億107万円(対44年度比96.9%)、歳末助け合い募金は15億5,788万円(対44年度比121.1%)である。一般募金は昨年に比して若干減少しており、全体としても国民経済の拡大や物価の上昇を考えれば、その実質的な伸びは決して満足できるものとはいえない。このように募金額上昇もここ数年は鈍化しているが、わが国の民間社会福祉事業の振興に果たしてきた役割は大きいものがある。

#### 第4-5-1図 共同募金実績額

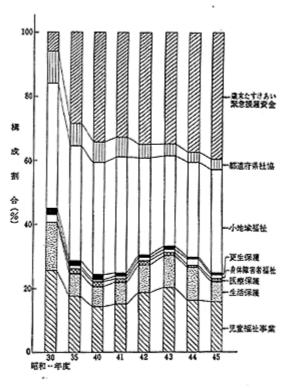


一般募金の募金方法別内訳は,戸別募金72.1%,街頭募金4.4%,法人募金14.3%,学校職域募金2.8%,その他6.4%となつており,法人募金の増加が望まれる。

この配分は,各都道府県ごとに自主的にきめられるが,在宅の寝たきり老人や心身障害児(者)のための援護事業に対しては全国共通の特別配分が設けられている。配分の状況は第4-5-2図のとおりであるが,各種施設の整備充実に重点が置かれているほか,歳末たすけあい緊急援護へ16億円,こどもの遊び場づくりなどの小地域福祉事業へ13億円が配分されている。

### 第4-5-2図 共同募金配分の状況

第4-5-2図 共同募金配分の状況



厚生省社会局調べ

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第4節 低所得対策 1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は,低所得世帯等に対して生業費,医療費などを低利(年3パーセント)で貸し付けるとともに,必要な援護指導を行ない,その世帯の経済的自立と生活意欲の助長をはかり,安定した生活を営なめるようにすることを目的とするものである。この制度は,必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく,それと併行して民生委員が借り受け世帯に対して,その独立自活に必要な生活面での個別的な援助指導を行なうという点が特色となつている。

貸付業務の実施主体は,都道府県社会福祉協議会が行ない,それに要する資金は,全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し,国は都道府県が補助する費用の2/3を都道府県に対して補助することになつている。貸付原資は年々累増されており,都道府県からの補助額は昭和45年度18億円を加えて累計189億700万円余が都道府県社会福祉協議会において運用されている。

貸付資金の種類は第4-5-10表のとおり7種類となつており,制度の内容改善をはかることから毎年のように貸付条件の改善を行なつているが,46年度においては4月より一部貸付限度額の引き上げ(住宅資金の改修費20万円を30万円に,修学資金の修学費を私立短期大学に就学する者は月額3,000円を4,000円に,また特に必要と認められる場合国公立短期大学に就学する者は,月額5,000円を6,000円に私立短期大学に就学する者にあつては,月額5,000円を7,500円に引き上げる。)を行なつた。今後も情勢に応じて制度の改善をはかつて行く必要がある。

第4-5-10表 世帯更生資金貸付条件一覧

第4-5-10表 世帯更生資金貸付条件一覧

生活資金出産費 3,000 6月 3年 資付限度 特に必要と認められる 第 条 費 30,000 6月 3年 受付限度 物に必要と認められる 場合20,000円以内 6月 3年 受付限度 物に必要と認められる 高校・高専(1~3年)月 1,500 (4~5年)月 3,000円以内 (5月 4,000 25,000円以内 25,000円以内 (6下 通学 長 15,000円以内 (6下 通学 長 15,000円以内 (6下 通学 長 15,000円以内 (6下 通学 長 15,000円以内 (6下 15)000円以内 (6下 15)000円以内 (6下 15)000円以内 (6下 15)000円以内 (6下 15)000円以内 (6下 15)000円以内 (6下 15)0000円以内 (6下 15)00000円以内 (6下 15)00000円以内 (6下 15)00000円以内 (6下 15)00000円以内 (6下 15)000000円以内 (6下 15)00000円以内 (6下 15)000000000000000000000000000000000000					м	, ,	•	1094	per 137 37-0		PC 17 PN 1	JG
更生資金支度費 200,000 1年   支度費 25,000   身体障害者生業費 200,000 1年   支度費 25,000 6月   要生資金技能習得費月 3,000   工作 25,000   有別 3年   受力 25,000   大方 3年   安力 25,000   大方 3年   安力 3年   安全 3年 <t< td=""><td>資金</td><td>2 0.</td><td>&gt; 18</td><td>類</td><td></td><td>39</td><td>付</td><td>創度</td><td>据置 期間</td><td>(成遼 期間</td><td>錦</td><td>考</td></t<>	資金	2 0.	> 18	類		39	付	創度	据置 期間	(成遼 期間	錦	考
技能習得費 月 3,000   6月   日   日   日   日   日   日   日   日   日	707 A 201					i		200,000	!年	1		場合 400,000 円以内
支度費     25,000     6月     8年     場合 400,000 円以内       更生資金技能習得數月     3,000     1年     貸付期間 3年以内       生活資金     生活資金     3,000     6月     5年     貸付限度 物に必要と認められる場合20,000円以内       建活資金     数 等 費     300,000     6月     6年     3年       住宅資金     数 等 費     300,000     6月     6年     3年       修学資金     第 (1 ~ 3年)     月 3,000     6月     6月     6年       6岁資金     第 (4 ~ 5年)     月 3,000円以内     25,000円以内     8年     月 6,000円以内       数学支度费     25,000     6月	艾生女	92						-	D 671	1	貸付期間	3年以内
更生資金 技能習得費月 3,000 1年 貸付期間 3年以内   生活費金 生活費金 4 3,000 6月 5年 貸付限度 特に必要と認められる 第合20,000円以内   建活費金 数	身体障害	省	_							1.5	貸付限度	特に必要と認められる 場合 400,000 円以内
生活資金出産費 3,000 6月 3年 資付限度 特に必要と認められる 第 条 費 30,000 6月 3年 受付限度 場合20,000円以内 4年 2 会 会 で 30,000 6月 3年 受付限度 場合20,000円以内 5月 3,000円以内 5月 4,000 月 7,500円以内 5月 7,500円以内 6年 通学 気 15,000円以内 6年 3 年 会 会 下 3 年 会 会 大 15,000円以内 6年 3 年 会 会 大 25,000円以内 6年 3 年 会 会 会 大 25,000円以内 6年 3 年 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	更生資	佥				月		-			貸付期間	3年以内
生 治 質 型			生		-	1			11		貸付期間	技能習得費または寮養
住宅資金 転 宅 費 18,000 6月 3年 第 2 2 3 3 5 3 5 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	生活資	佥				1			11	3年	貸付限度	特に必要と認められる
を 学 要 高校 18,000 3年	生宅資	鱼	1.			1 .			I) 6 H			
修学 資金 修学 資金 修子 (1~3年) 月 3,000円以内 短大・高専 (1~3年) 月 6,000円以内 私立短大 月 7,500円以内 短大 15,000円以内 短大 15,000円以内 短大 25,000円以内 短大 25,000円以内 短大 25,000円以内 短大 25,000円以内 短大 25,000円以内 短大 25,000円以内 短大 25,000円以内 短大 25,000円以内 近大 25,000円			粒	¥	敦	<u></u>		18,000	1	32		
自 宅 通 学 名 10,000円以内	修学資	7	-	•	费	高月 短高月 私月	(1 1, (4 3, 短 4,	500 ~5年) 0000 大 0000		8年	3	場合 監技・高専(1~3年) 月3,000円以内 3,000円以内 5,000円以内 5,000円以内 4,000円以内 4,000円以内
版 全 其 业 100,000 0万 04 場合150,000円以内			就当	*支原	变势		25,	000	,	) i		学(短大 15,000円以内 高校 15,000円以内
災 客 援 護 資 金 150,000 1年 6年	嬢 強	ŧ.	Ĭ		企			100,000	6月	5年	貸付級度	特に必要と認められる 場合150,000円以内
	災害	抸	護	资	垒	-		150,000	1年	6年		

街 貸付利子は年3パーセント、ただし、据置期間および修学資金は無利子

貸付状況は第4-5-11表のとおりとなつており,45年度までの累計378億2,000万円,延べ貸付人員は44万8,000人に達し,毎年着実に貸し付けが行なわれている。そのおもな傾向としては,更生資金,身体障害者更生資金が毎年度全体のほぼ半数を占めていることと,住宅資金の伸長があげられる。

第4-5-11表 世帯更生資金貸付決定状況

第4-5-11表 世帯更生資金貸付決定状況

		4	5 年	度		5	ĸ		针
		件	数	佥	额	件	数	金	額
₩	数		45 33, 906	5,	千円 639, 496		447,978	37,	千円 823, 596
更 生 資	金		8, 343	1,	779, 947		181,089		713, 303
身体障害省更生的	全全		4, 598	1,	123, 975		36, 799	5,	219, 456
生 活 資	<b>⊕</b>		207		15, 694		9, 826		267, 281
住 宅 資	金		9, 419	1,	704, 622		68, 298	8,	350,729
修 学 资	佥	1	4,088		171, 191		33, 495	1,	314, 821
探 養 資	佥		4, 459		448,083		86, 689	3,	987, 310
災害接護資	金		2,792	;	395, 929		31,779	2,	970, 696

厚生省社会局調べ

また,償還の状況をみると,償還期日到来額に対する償還済額の比率は年々向上しており,45年度においては,88.1%となつている。

この制度の今後の問題としては,社会情勢および国民生活の実態の変遷と低所得世帯等の需要に即した貸付条件の改善をはかるとともに,実施機関の事務処理体制の充実強化およびより適確有効なる運営,ことに各都道府県間における貸し付け,償還などの均衡ある事業の推進を期することが必要である。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第4節 低所得対策 2 授産事業

授産事業は,労働能力の比較的低い低所得者に対し就労の機会を与え,または技能を修得させてその保護と 自立更生とをはかる社会福祉事業である。

授産施設には,保護授産施設(生活保護法による授産施設)と社会福祉事業授産施設(社会福祉事業法による 授産施設)とがあり,行なわれている作業種目は,縫製,印刷製本,クリーニング,電気部品組立等多岐にわたつ ている。

授産事業は一定の施設に通つて行なう施設授産がたてまえとなつているが,稼働能力はありながら毎日施設に通うことが困難な事情にある人々のため,家庭においても簡単な作業ができるように家庭授産も行なわれている。

授産施設の現況は第4-5-12表のとおりで,施設数は施設授産275か所,うち家庭授産を併設しているもの93 か所,利用者数は,施設授産8,445人,家庭授産5,636人,合計1万4,081人となつている。

第4-5-12表 授産施設の現況

第4-5-12表 接座施設の現況 (45年12月末現在)

		Ħ	É	設	授	産	98	毵	庭	授	産
		施	設	数	利用	者数	施	設	数	利用	者数
能	数			か所 275		人 8,445			か所 93		5,636
保護授産	施設			118		4, 137			28		1,737
社会事業授	産施設			157		4, 308			65		3, 899

資料:厚生省統計調查部「社会福祉施設調查」

授産事業は,近年施設数,利用者数とも漸減の傾向にあるが,原因としては,経済の安定向上に伴う就労機会の増大による利用者の減少等が考えられる。しかし,一般労働市場の就業になじみにくい人々に対する施策として,なお重要な役割を果たしている。

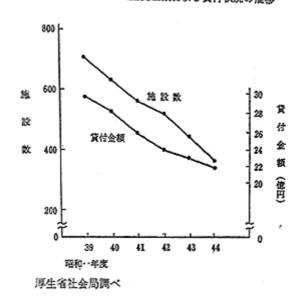
第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第4節 低所得対策 3 公益質屋

公益質屋は,市町村(特別区を含む)または社会福祉法人が設置経営する低所得者に対する簡易にして迅速 な庶民金融機関である。

公益質屋は民営質屋と比較すると,利率(貸付利率の限度は月3分),流質期限その他の点で質置主本位の制度となつており,低所得者に利用されている。

近年の公益質屋の設置状況および貸付状況は第4-5-3図のとおりで,利用者の減少などにより,年々減少の傾向にある。

### 第4-5-3図 公益質屋数および質付状況の推移



第4-5-3図 公益質屋数および貸付状況の推移

その原因として国民の所得水準の向上,社会保障諸施策の充実,小口資金貸付制度の発達,信用販売制度の普及などが考えられる。しかし44年度においては47万件,22億円の貸し付けが行なわれ,現在においても相当数の利用者がいるということは,公益質屋の存在意義が依然として大きいことを示すものであり,住民に対する制度内容の周知徹底をはかるなど,地域の実情に応じた利用者のための適切な配慮が望まれる。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第4節 低所得対策 4 低家賃住宅

公営住宅は,現在,収入月額2万7,000円をこえ,4万6,000円以下の階層を対象とする第一種住宅と,月収2万7,000円以下の階層を対象とする第二種住宅とに分かれている。

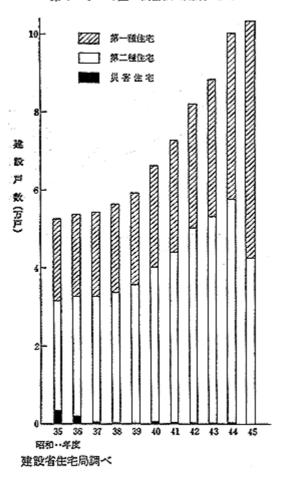
このうち,第二種公営住宅については,低所得者の生活に重大な関連を有するところがら,厚生大臣はその建設計画の作成,家賃および入居条件等の変更その他について,建設大臣から協議を受けている。

公営住宅の建設は,公営住宅法に基づき年次計画により行なわれているが,45年度末現在の建設戸数は約147万8,000戸で,その内訳は第一種住宅が71万8,000戸,第二種住宅が59万1,000戸,災害その他の住宅16万9,000戸となつている。45年度においては,第一種住宅6万818戸,第二種住宅4万2,279戸が

それぞれ建設された(第4-5-4図参照)。

第4-5-4図 公営住宅建設の推移

第4-5-4図 公営住宅建設の推移



なお,都道府県においては,建設部局および民生部局の緊密な連絡のもとに,低所得階層の住宅事情のはあく,入居に際しその家賃,敷金の減免,徴収猶予措置の配慮など法の施策の促進がはかられている。また,母子世帯,老人世帯,心身障害者世帯,引揚者世帯等に対しては,公営住宅の枠内で特定目的住宅を設け,45年度においては,母子世帯向住宅1,733戸,老人世帯向住宅835戸,身体障害者向住宅1,018戸,引揚者向住宅25戸,特別低家賃住宅3,345戸がそれぞれ建設され,入居に際して優先的な取り扱いが行なわれている。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は,一定の地域または職域において,消費者自らがその生活の安定と向上をはかるため自発的に組織する協同組織体である。

組合が行なう事業には,(1)生活必需品の供給事業,(2)理容・美容,食堂,病院等の協同施設の利用事業,(3)火災,生命,交通災害等の事故に対する共済事業,(4)教育,文化事業等がある。

組合数は,連合会を含めて1,255(45年3月31日現在)で前年に比べ42増加した。組合員数は1,172万人に達し,毎年着実に増加を続けて前年より164万人の増加となつており,そのうち過半数の755万人が共済事業を行なう組合の組合員となつている。

事業の状況をみると,供給事業の44年度における供給高は1,732億円で,食料品がその半分近くを占めている。

利用事業は,利用高240億円で,食堂,病院がその大半を占めているが,旅行ブームによる旅行あつ旋などで余暇生活にも寄与している。

共済事業は,共済金額の最高限度が火災共済については,500万円,生命共済については200万円までそれぞれ実施されており,そのほか交通災害共済,対人・対物賠償共済等が行なわれている。

住宅事業は,年金福祉事業団からの借入資金に依存している組合が多く,45年度における融資金額は34億円になつている。年金福祉事業団の融資は,住宅のほか療養施設,厚生福祉施設についても行なわれており,この貸付額は36年度から45年度まで総額127億円にのぼつている。

消費生活協同組合は,近年,生活の全般にわたり事業を拡大してきている。特に生鮮食料品等について,農業協同組合および漁業協同組合と産地直結取引をする等組合員に消費物資を安定的に供給し,また,共同購入による流通経費の節約などにより組合員の消費生活の向上をはかつている。組合は,これらの事業活動により,物価対策上からもその果たす役割が注目されている。そのため46年度において,組合の集配送センターに対する日本開発銀行の融資の道が開かれたほか,消費生活協同組合資金の貸し付けに関する法律に基づく設備資金の貸付資金額が2,000万円(45年度1,300万円)に引き上げられた。

第4-5-13表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

第4-5-13表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

			総数	供給	利用	共済	供給 利用	供給 共済	利用 共済	供給利 用共済	不明
48	総	数	1, 172	563	121	71	371	7	5	9	25
年	地	坡	522	223	118	56	105	4	4	2	10
度	黻	坺	650	340	3	15	266	3	1	7	15
44	総	数	1, 213	580	137	72	384	6	8	9	17
年	地	域	538	224	130	54	104	2	7	3	14
度	鞍	域	625	356	7	18	280	4	. 1	6	3

資料: 厚生省社会局「消費生活協同組合(連合会) 実態調査」 組 このほか,連合会が48年度は41,44年度は42ある。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 1 災害救助

災害救助法は,一定規模以上の災害が発生した場合,被災者の保護と社会秩序の保全をはかることを目的としており,国が地方公共団体,日本赤十字社その他の団体および国民の協力のもとに応急救助を実施するものである。

昭和45年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は第4-5-14表のとおりであり,6月下旬から7月下旬に千葉,新潟,愛知,北海道を中心に被害をもたらした集中豪雨,ついで8月,鹿児島県他3県に被害を出した台風9号および高知県他2県に被害を出した台風10号等の災害にみられるように,大きな被害が発生した災害もあつた。45年度の災害の被害状況および救助費用を示せば第4-5-15表のとおりである。

### 第4-5-14表 災害救助法の適用状況

遊 市(区)町 (区) 総 数 市 BΥ 村 39 総 数 71 17 15 災 火 害 70 12 39 14 水

第4-5-14表 災害救助法の適用状況

厚生省社会局調べ

第4-5-15表 災害の被害状況および救助費用

The second secon												
	県		人的被害 (人)				住家の被害(世帯)				& 助	
		名	総数	死者	行方 不明	負傷	総数	全碳	学坡	床上 浸水	床下 浸水	教 数 (子門)
6月下旬か 67月下旬 の集中豪雨	变知,	新潟, 北海道	49	14	2	33	47,602	106	187	7,729	39, 580	80, 740
台風第9号	鹿児島 長崎,	6, 熊本 佐賀	128	2	-	126	6, 533	1,098	2, 475	563	2, 397	201,879
台風第10号	高知, 広島	徳島。	496	10	-	486	36, 535	1, 154	17, 838	5,860	11, 683	329, 088
その他	ΞŒ.	秋田	2	_	-	2	2, 482	19	49	366	2,048	2, 499

第4-5-15表 災害の被害状況および救助費用

厚生省社会局調べ

このように,災害救助法が適用された災害に対しては都道府県知事は,現に救助を必要とする者に対して,(1)収容施設の供与,(2)たき出しその他による食品の給与および飲料水の供給,(3)被服,寝具その他生活必需品の給与,(4)医療および助産,(5)災害にかかつた者の救出,(6)災害にかかつた住宅の応急修理,(7)学用品の給与などの救助を行なつている。

国は,都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に,その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収入見込額との割合に応じ50/100~90/100までの負担をすることになつている。

45年度において都道府県が救助に要した費用の総額は約5億6,000万円,国庫負担所要額は約2億7,000万円 であつた。

なお,前述の救助の程度,方法および期間ならびに実費弁償については,都道府県知事が定めることとなつているが,その場合の基準を国においては,災害救助の趣旨等からみて,諸物価の動向,その他の事情を考慮し実態に即するよう45年度においても改善をはかつている。このうち,救助の程度,方法および期間についての主な改善状況は,(1)応急仮設住宅の一戸当たりの設置費用を22万円から25.9万円に引き上げたこと,(2)たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を1人1日当たり170円から190円に引き上げたこと,(3)住家が全壊した世帯に対して被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与のため支出できる費用を4人世帯で夏季9,800円から1万700円,冬季1万4,800円から1万6,200円に引き上げたこと,(4)住宅の応急修理のため支給できる費用を5万5,000円から6万2,000円に引き上げたことなどである。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 2 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行または環境に照らして売春を行なうおそれのある女子)の保護更生に関する業務は,婦人相談所,婦人相談員および婦人保護施設などが中心となつて実施している。

婦人相談所は,各都道府県に46か所設置されており,相談,調査,判定,指導および一時保護等を業務としている。婦人相談員は,都道府県および市に475人設置されており,相談,指導等の業務を行なつている。

婦人相談所,婦人相談員が取り扱つた対象者は,売春防止法施行当時においては大半が売春経歴のあるものであつたが,最近では70%が売春経歴のないものとなつており,これらの機関の活動の重点が,転落した女子の更生から,転落の未然防止に移りつつあることがうかがえる。また,年齢別構成をみると,20歳代が最も多く,45年度婦人相談所受付総数の38.1%,ついで30歳代が30.5%を占めている。特に最近の特徴としては,40歳代が19.0%(40年度17.4%)と年々,高年齢化の傾向にある。また,これら機関の相談受付件数は,第4-5-16表のとおり横ばいの傾向を示している。一方これら受付件数を相談経路別にみると第4-5-17表のとおり,本人自身が婦人相談所あるいは婦人相談員を訪れるケースの割合が最も大きく,年々増加傾向を示しており,これらの機関が広く要保護女子の相談相手として,機能を十分に発揮し,着実に成果をあげていることを示している。都道府県,市または社会福祉法人が設置している婦人保護施設(全国60か所)は,要保護女子を収容保護し社会復帰に必要な生活指導,職業指導等を行なつている。

第4-5-16表 婦人相談所および婦人相談員の年度別受付件数

41 年度 42 43 44 45 据人相談所 17,253 17,433 15,433 15,696 15,451 接人相談員 47,271 47,913 46,544 47,434 51,825

第4-5-16表 婦人相談所および婦人相談員の年度別受付件数

資料:厚生省統計調查部「厚生省報告例」

第4-5-17表 相談経路別受付状況の構成比

第4-5-17表 相談経路別受付状況の構成比

												(単	位:%)
							総	数	本人自身	警察関係	地方検察 庁保護更	福祉事	その他
											生相談室	務 所	
	姆 人:	相	計談	所	44 年 度		696) 00.0		8.3	15. 1	10.4	26. 7	
		111	RPC.	<i>7</i> 71	45 年 度		451) 00.0		8.5	11.9	8.3	29. 6	
	姆。人	18	人相談員	2k	8	44 年 度		434) 00.0	57.2	3. 9	2. 1	7.4	29. 4
		111	έK	*	45 年 叟		825) 00.0	58.5	3. 6	3. 2	7.5	27. 2	

資料:厚生省統計調查部「厚生省報告例」

(は) ( )内は受付件数

これら施設に収容されている要保護女子の最近の特徴は知能指数70未満のいわゆる精神薄弱者が年々増加しつつあることである(39年度,40.8%,46年度49.8%)。そのため,被収容者の生活指導のあり方も長期にわたる地道な指導が必要となつてきている。

さらに,近年売春の態様は潜在化の傾向にあり,要保護女子のはあく等に困難をきたしており,今後の婦人保護事業の運営にあたつては婦人臓事業関係機関を中心に,社会福祉,公衆衛生,法務,警察等関係機関との有機的な連けいをはかることにより,啓蒙,調査,指導等の活動の積極的な実施等のいつそうの強化が強く要望されている。

また,沖縄における婦人保護事業については,45年7月10日売春防止法が公布され,47年7月1日から全面施行 (婦人の保護更生関係は同年1月1日施行)されることとなり,婦人保護事業費として46年度予算において 5,665万円の日政援助費が計上された。

47年1月1日の婦人保護事業の開始を目途に,婦人相談所,婦人保護施設の整備および婦人相談員,関係職員の配置等,準備を進めており,売春防止法が円滑に施行されるよう万全を期している。

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 3 地方改善事業

### (1) 同和対策事業

同和問題は,日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により,日本国民の一部の集団が経済的,社会的,文化的に低位の状態に置かれ,現代社会においても,なお著しく基本的人権を侵害され,特に,近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという,もつとも深刻にして重大な社会問題である。

このような,同和関係地区は,昭和42年の総理府調査によれば全国で3,545地区,107万人となつているが,おもに近畿,中国地方など西日本に多いのが特徴である。

これらの地区の生活水準は,総体的に低く,なかでもその立地条件,生活環境は劣悪であり,保健衛生上,災害 予防上憂慮すべき状態におかれている。

同和問題は,単に厚生省が行なう事業のみで解決できるものではなく,ひろく一般国民の理解と認識に合わせて,関係各省の施策が有機的,総合的に実施されることが必要である。

厚生省においては,昭和28年から隣保館の設置をはじめその対策に着手し逐年施策の拡充をはかつているが,特に昭和40年8月の同和対策審議会の答申および同和対策事業特別措置法(昭和44年法律第60号)の趣旨を尊重し,同和対策長期計画(44年7月8日閣議了解)に基づき生活環境の改善,隣保事業の充実,社会福祉および保健衛生の向上をはかるための諸施設の整備等の施策の計画的な推進に努めている。

同和対策事業として,昭和28年以降昭和45年度までに市町村に国庫補助を行なつた施設整備事業の施設の種類および実績は,第4-5-18表のとおりであるが,45年度から同和地域住民の保健衛生対策として,巡回保健相談事業,トラホーム予防対策事業を行なつているほか保育所,児童館,簡易水道等の施設整備に対しても,一般予算の枠内で,同和対策としての国庫補助を行なつており,総合的な施策の推進に努めている。

第4-5-18表 同和対策事業施設設置状況

第4-5-18表 同和対策事業施設設置状況

	征			類		44年度末現在	45年度実施分
聯		保			館	353	42
共	同		浴		場	172	8
共	同	作	萝	ž.	楊	216	12
下	水	排	7	ĸ	路	843	08
地	区		道		路	. 1,906	487
共	同 井	戸,	そ	9	他	498	44
		計				3,988	673

厚生省社会局間べ

### (2) 不良環境地区改善事業

同和地区のほかにも,都市におけるスラム,北海道における旧土人集落,石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては,積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては、これらの地域に対して昭和36年度から不良環境地区改善施設の整備を行なつているが、施設の種類および実績は、第4-5-19表のとおりである。

第4-5-19表 不良環境地区改善施設設置状況

第4-5-19表 不良環境地区改善施股設置状況

	徿		類		44年度求現在	45年度实施分	
生		活		館	176	30	
* 共	[2]		撘	裼	13	_	
失	[8]	作	築	楊	35	6	
ፑ	水	排	水	路	85	2!	
共	冈 井	<b>735</b> ,	その	危	15	5	
		81			354	62	

厚生省社会周期ペ

16年版)

第4編 社会福祉はどのように進められているか 第5章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 4 へき地対策

へき地対策の一環として,また過疎対策の面から,昭和40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行なつている。へき地保健福祉館は,へき地住民に対し,各種の相談,講習会,集会,保育,授産などを行ない,保健福祉の積極的な増進をはかろうとするもので,45年度末までに112か所が設置されている。